

# 第4期 東白川村 地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

令和6年度～令和10年度



## 地域福祉とは？

住民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、健康で不安のない自立した生活を送るために、公的  
制度や福祉サービスでは対応しきれない生活上の不安や地域の課題などを、当事者や地域住民、  
行政、社会福祉協議会などが協働することで解決していく取り組みのことです。

## 計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を  
推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

また、東白川村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定による民間の組織です。「地域福  
祉活動計画」は社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画であり、本計  
画と一体的に策定しました。

さらに、本計画の一部は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に定  
める「市町村成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規  
定に定める「地方再犯防止推進計画」としても位置づけます。

## 基本理念

変化する村民意識や社会情勢、国の方向性等を踏まえるとともに、これからの地域福祉計画に求められる「地域共生社会」を実現するための包括的な支援体制づくりや、村民同士の主体的な助け合い・支え合い活動の活性化等により一層取り組んでいく必要があります。

そのため、前回計画の基本理念を踏まえるとともに、地域共生社会実現のための視点を新たに盛り込み、支え手と受け手の関係を超えて村民みんなが主役として参画できる、支え合う村づくりをめざし、次のような基本理念を掲げます。

安心して暮らせる やさしさの夢ある村づくり  
～みんなで作ろう、支え合える地域共生社会～

## 基本目標

### 基本目標1 わたしがつくる福祉の村

基本施策1  
地域ボランティアの育成

地域福祉活動を担う人材の育成に取り組み、地域課題を解決するためのボランティア活動等に積極的に参加できる地域づくりを目指します。

基本施策2  
地域で安心して暮らすための体制づくり

民生委員・児童委員や自治会長と連携し、見守りが必要な人への適切な支援を行います。また、生活に困窮する人への相談対応を行い、自立に向けた支援を行います。

基本施策3  
住民参加型福祉サービスの推進

村民の集まる場の整備や交流活動の支援を行い、誰もが気軽に参加できる地域づくりを目指します。

### 基本目標2 将来につなぐ福祉の輪

基本施策1  
福祉の心を育む教育の推進

村民への福祉教育や生涯学習を通じ、地域のリーダーや地域福祉活動の担い手が生まれるような地域を目指します。

基本施策2  
災害時助け合いの体制づくり

日頃から関係機関と連携し、災害時の避難行動要支援者を把握することや、近隣同士の声かけや見守り体制を整備し、災害に強い地域を目指します。

### 基本目標3 包括的な支援体制づくり

#### 基本施策1 情報提供のあり方の見直し

様々な福祉に関する情報について、村の広報やCATV、インターネット等を通じて分かりやすい発信を行い、必要な人が必要な情報を適切に得られる地域を目指します。

#### 基本施策2 福祉サービスの充実

福祉サービスの質の向上を図り、支援を必要とする人が適切なサービスを受けられる地域を目指します。

#### 基本施策3 関係機関との連携の強化

関係機関との連携を強化し、地域福祉を推進します。

#### 基本施策4 課題の早期発見と解決に向けた体制づくり

関係機関との連携により、村民の地域における課題を早期に発見し、解決につなげます。また、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

#### 基本施策5 総合相談窓口の設置に向けた体制の整備

総合的な相談体制を整備し、村民が地域の課題を1人で抱えることなく、相談できる体制を構築します。

#### 基本施策6 災害ボランティア支援体制の強化

災害ボランティアセンターの設置訓練や炊き出し訓練等の実施により、災害時の支援体制づくりを進めます。

### 基本目標4 村民へのセーフティネットの充実

#### 基本施策1 自殺を防ぐ体制づくり

関係機関と連携し、自殺リスクのある人に気づき、自殺を未然に防ぐことができる地域を目指します。

#### 基本施策2 再犯防止の推進

各種支援制度や相談窓口等を活用した支援を行うことや、制度の内容について関係機関と連携を図りながら、社会復帰を支援する取り組みを行います。

#### 基本施策3 虐待に関する支援

関係機関と連携し、虐待を未然に防ぐことができる地域を目指します。

#### 基本施策4 権利擁護支援の周知

権利擁護の利用促進のための取り組みを行い、誰もが尊重され、安心して生活を送ることができるよう支援します。

# 東白川村成年後見制度利用促進計画

主な取り組み1  
権利擁護支援のための広報・啓発と  
早期発見

- ・ 地域における権利擁護支援のための広報・啓発
- ・ 虐待等への対応
- ・ 相談・支援体制の整備

主な取り組み2  
地域連携ネットワークの基盤整備

- ・ 中核機関の整備
- ・ 「チーム」の整備
- ・ 「協議会」の整備

主な取り組み3  
支援体制の整備

- ・ 成年後見制度等の利用支援
- ・ 日常生活自立支援事業との連携促進
- ・ 親族後見人への支援
- ・ 市民後見人への支援
- ・ 法人後見の検討



## 第4期 東白川村地域福祉計画・地域福祉活動計画 【概要版】

発行年月：令和6年3月  
発行：東白川村

編集：東白川村 保健福祉課  
〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 692 番地 2  
TEL 0574-78-2100  
FAX 0574-78-3028